

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年2月15日（令和6年（行情）諮問第140号）

答申日：令和6年4月26日（令和6年度（行情）答申第41号）

事件名：令和3年度護衛艦「かが」特別改造に係る要求性能について（上申）
の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年8月18日付け防官文第17486号及び同年9月21日付け同第19717号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

ウ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2（原処分2について）

ア 文書の特定が不十分である。

(ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対

象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。特に防官文第19717号（2023.6.20一本本B501）については、「当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書」が特定されていない。

カ 上記（1）ウのとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年8月18日付け防官文第17486号により、本件対象文書の起案用紙のみ（以下「先行開示文書」という。）について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、同年9月21日付け同第19717号により、本件対象文書の起案用紙を除く部分（以下「後行開示文書」という。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

2 法5条該当性について

後行開示文書のうち、3枚目ないし5枚目、8枚目ないし10枚目、12枚目及び15枚目のそれぞれ一部については、防衛省・自衛隊の装備品の性能に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、原処分1に対して「電磁的記録についても特定を求める」としているが、先行開示文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

(2) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を

行うこととした場合，他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし，その上で，本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として，原処分1を行ったものである。

- (3) 審査請求人は，「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが，当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって，法19条1項に基づいて，諮問すべき事項にあたらぬ。
- (4) 審査請求人は，「文書の特定が不十分である」として，電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが，法その他の関係法令において，そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから，当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (5) 審査請求人は，「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに，「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として，変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し，開示・不開示を判断するよう求めるが，それらは，いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく，法2条2項の行政文書に該当しないため，本件開示請求に対して特定し，開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (6) 審査請求人は，「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが，本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ，欠落している情報はなく，開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (7) 審査請求人は，「他に文書がないか確認を求める」としているが，本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (8) 以上のことから，審査請求人の主張にはいずれも理由がなく，原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 令和6年2月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定し，一部開示する原処分を行った。

これに対して審査請求人は，文書の追加特定等を求めており，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求については、開示請求文言に「海幕装体第10号」との記載があり、また、「【裏面をご参照下さい】」と記載されているとともに、別件の開示請求において開示された文書の一部が添付され、同文書にも「海幕装体第10号」との記載があったことから、これをもって本件対象文書と特定したものである。

イ 本件対象文書は、海上幕僚長から防衛大臣に対し、令和3年度護衛艦「かが」特別改造に係る要求性能について上申するために、海上幕僚監部の担当部署において作成された文書である。

ウ 本件対象文書のうち、先行開示文書は、紙決裁で使用された起案用紙であり、紙媒体で管理されている行政文書である。

エ 本件開示請求時において、本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

オ 本件審査請求を受け、念のため関係部署の書棚、書庫及び共有フォルダ等を探索したが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、先行開示文書には手書きの部分や印影が認められることから、上記(1)ウの諮問庁の説明のとおり、先行開示文書は紙媒体であることがうかがわれる上、上記(1)エの保管状況及び上記(1)オの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえ、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

海幕装体第10号（令和3年1月26日），及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られている他の文書の全て。

2 本件対象文書

令和3年度護衛艦「かが」特別改造に係る要求性能について（上申）（海幕装体第10号。令和3年1月26日）